

（午後2時50分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は次の三点について質問いたします。

1、基本的な手話の動画を橋本市のホームページへの掲載を求めます。

2、不合理な工事請負契約の提携ひな型の改善を求めます。

3、橋本市自治基本条例に対する疑問点をただします。

以上であります。

以下、順を追って伺います。

まず第1に、手話の動画を橋本市のホームページへ掲載することについて。

ろう者はものの名前、抽象的な概念等を、手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声のかわりに用いて、思考と意思疎通を行っております。ところが、手話に対する理解はまだ不十分です。現状では、手話を使える人が少なく、ろう者が情報を手に入れたり、健常者との意思の疎通を図ることが容易ではありません。このことが日常生活や社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっています。

このような実態に鑑み、本年3月議会では、手話がろう者と健常者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者と健常者が互いを理解し合い楽しく生きる社会を築き促進するために、橋本市手話言語条例が全会一致で制定されました。

この手話言語条例の趣旨を具体化する第一歩として、次の施策を求めます。すなわち、日常生活でよく使われる言葉を手話であらわし、これを橋本市のホームページへ動画でアップして、市民が気軽に手話に親しめるような環境をつくることを求めます。

第2に、不合理な請負契約の提携ひな形の改善を求めるについて。

請負契約において業者の債務不履行により、橋本市がいかにか大きな損害を被っても、請負契約金額の1割を超える部分については賠償請求をしないという極めて不合理な請負契約のひな形を改善すべきであります。3月議会で私が同様の質問をしましたが、全国的に行われているとの市当局の答弁でありました。しかし、こんな不合理な慣習は、橋本市が全国に先駆けて改善すべきであります。

第3に、市当局は橋本市自治基本条例の制定を進めているが、私の持っている疑問点をただしたい。

1、目的。

2、柱となるものはどのようなものか。

3、進捗状況いかんであります。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の質問項目1、手話の動画を市のホームページへに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）手話の基本動画を橋本市のホームページへアップすることを求めるというご質問にお答えします。

手話については、ろう者がコミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときを使う言葉で、手指の動きや表情などを使って

概念や意志を視覚的に表現する視覚言語であり、ろう者の母語であると言われていました。

本市においては、平成29年3月に手話が言語であるとの認識に基づいた、橋本市手話言語条例を制定したところです。

同条例には、本市の施策推進の一つとして、手話の理解及び普及に関する内容が示されており、手話を取り巻く環境整備や普及への取り組みの一環として、市ホームページへの動画アップに取り組みたいと考えます。

なお、まずは、議員おただしのように、日常生活でよく使われる基本的な言葉を中心に手話を紹介することにより、市民の方々の手話への理解、関心を深めていただくことを主な目標とするとともに、実施に際しては橋本市聴覚障害者協会の方々の協力や参画を依頼したいと考えています。

今後、関係者等との調整を行い、実施することとします。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）結構なご答弁ありがとうございました。あとは、充実した一つ一つのことを着実にやり遂げていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、2番目をお願いします。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、請負契約の改善に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）不当に不利な請負計約の改善を求めるというご質問についてお答えします。

建設工事の請負契約は、本来、その契約の当事者間の合意によって成立するものですが、請負契約を締結する当事者間の力関係が一方的であることにより、契約条件が一方にだけ

有利に定められてしまうというような請負契約の問題が生じ、建設業の健全な発展と建設工事の施工の適正化を妨げるおそれもあることから、中央建設業審議会は当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告しています。

議員おただしの契約書の改善については、平成29年3月市議会定例会での議員の提案を受け、平成29年3月末には早速、市顧問弁護士と相談し記載できるかを検討いたしました。市顧問弁護士によると、契約事務において通常の常識的で対等に近い内容の契約であれば良いが、市は契約交渉の立場が優位な状況にあり、違約金条項にただし書きを追加した契約書を作成する場合は、民法第90条に規定する公序良俗の違反となる可能性もあり、契約内容が無効となることも考えられるため慎重にすべきであるとの見解をいただいています。また、同月、市雇用弁護士にも相談したところ、同様の見解であったことから、今後も国や県及び他市の状況を注視しながら、より公正な契約となるよう検討を行ってまいります。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今のお答えの中に、当事者の力関係が一方的であることにより、契約条件が一方だけ有利に定められてしまいやすいというような請負契約の問題が生じとありますけれども、具体的事例を教えてくださいませんか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）契約におきましては、市のほうで契約書を作成し、それに双方判を押すという形になっておりますので、一応、市のほうが契約書を作成するという一方で一方的に優位な立場というふうになります。

○議長（岡 弘悟君）総務部長、具体的な例を松浦議員は聞いておられるので、具体例を教えてください。

総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）具体的な例といたしましては、当然、工事の請負契約書から、それから、委託契約などについてもこういうふうな契約書が市のほうで作成され、それに基づいて契約書をつくるというふうになります。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それは無理にこの契約に署名しると、契約を締結しろという話ではなくて、請負の場合などには、この金額で落札すれば自分がそれなりの利益を得れると、そういう見通しのもとに業者は落札するんでしょう。無理に損失覚悟でやれというようなことではないんじゃないんですか。契約書について市がひな形をつくるにしても、それを納得して契約に参加するんでしょう。それとも、その契約の内容自体が一方的に市が有利なような契約をつくっているんですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）この契約書につきましては中央建設業審議会というのがございまして、そこから標準の請負契約約款というのが示されます。それに基づいて勧告があるわけなんですけども、これについては建設業法の法律にも、国は標準約款を勧告することができるというふうなことでなっておりますので、そういうことをしているわけでございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）一方的に不利益な契約を結ばせるというから、こういうことをつくっているんだという話でしょう。そういう話、具体的にわかりやすく説明してください。橋本市はどういうふうにして一方的に業者をい

じめるような契約をつくる、そんなことをしているんですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）議員おただしの内容につきましては、特に違約金条項になってくるんですけども、違約金の内容につきましては10%というふうに規定されております。その根拠につきましては会計法、これが10%の発注者への預け入れという形で、その預け入れの代替の措置としてされているものでございまして、それについて、国と契約を結ぶものは契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならないというふうに書いてございます。したがって、以前3月議会で議員おただしのただし書きを記入することはできるのかということにつきましては、それについては国の勧告がございまして、できないということでございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）国は本当にそういうことを勧告しているんですかね。それと、公序良俗に違反する、公序良俗に違反するおそれがあると、具体的にどういう場合ですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）国のほうは確かに勧告はしております、先ほども申し上げましたけども建設業法の34条に勧告することができるとなっております、標準的な請負契約約款を使用することは義務ではございませんけども、かなり強い勧告というふうになります。

それから、公序良俗の違反でございまして、対等の立場であれば問題がないわけでも、市として市が作成した契約書の判を押すと、優位的な立場であるということで、これについては過度の違約金の条文があれば直ちに無効というふうにはなりませんけども、慎重に期すべきであるというふ

うに弁護士の見解をいただいております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）むちゃくちゃな話で、普通契約違反したら民法416条、相当因果関係、この債務不履行から生じた通常生じる損害については損害賠償できると、公法に対する私法、私法の大原則なんですよ。相当因果関係、通常生ずべき損害が賠償できると、そうなのになのに1割以上はしてはだめだと。そんなばかな話に納得できますか。私は納得できませんよ。

公序良俗に違反するってどういうことですか。公の秩序、善良の風俗に反するということは、一方的に優位な立場にある者が無理に契約をのませるとか、無知に乗じてとか、窮迫性に乗じて無理なことをさせると、それが公の秩序、善良の風俗に反する、公序良俗に反するということですよ。それに当てはまらないじゃないですか、橋本市の契約は。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）違約金を10%に設定しているということで、これは416条に基づき算定した場合の損害額の多寡にかかわらず、あらかじめ当事者間で定めておくものでございます。逆の意味で、1割の違約金が5%であっても、1割の違約金を立証せずにもらえるというふうなことでございます。

民法420条につきましては、あらかじめ損害額を当事者間で定めておくもので、416条に優先するとの見解を顧問弁護士からいただいているところです。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それはもうわかっているんですよ。だから、今回の1億円も損害して、損害を受けただけでも賠償請求できなかった。それはそういう420条と言うてたっけ、損害賠償予定のそういう条項をつけているかこういうことになったんですよ。それを外し

なさいと私は言っているんですよ。1億円も損害を被りながら、1割前後の賠償で泣き寝入りしたんでしょ、橋本市は。そんなことがないように、普通常識的な範囲で損害賠償請求できるようにしなさいというのが私の意見ですよ。おかしいですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）繰り返しますけども、中央建設業審議会が当事者間の力関係が一方的であることにより、契約条件が一方だけ有利とならないように標準請負契約約款を作成し当事者にその実施を勧告しているため、ちなみに、県下9市におきましても標準契約約款で契約をしております。また、河内長野市においてもそのようにしておるということで、本市におきましては入札制度の見直しにより、こういうふうには損害に対しての対処をしたいというふうを考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）これはむちゃくちゃな話なんで、国がやっとする、県がやっとするという話なんで、私、国に文句を言いに行ってきたんですわ。こんなばかな話がまかり通っていて、正常な経済活動できない。地方公共団体や国が守られない。門前払いされるとしたら、誰でもいつ行っても教えてくれる係の人がおまして、何の問題もないと。ただし書きを入れるの何の問題もないって、国の役人が言っていますわ。だったら、改善する意思ないですか。ここで、入札制度を企画、指導する企画専門官、平川さんという人、企画係長、近藤さんという人が本を見せて大丈夫だと、松浦さんの言うの何の問題もないと説明してくれましたよ。やる気どうですか。改善しませんか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）私のほうで、とりえあえず、県のほうには確認したところ、県

のほうは標準請負契約約款でしているの、橋本市の件についてはどうですかということでも、標準契約約款のほうがいいのではないですかという答えでした。

ただ、国と協議した内容でございますけども、違約金を引き上げる。例えば、10分の4や10分の5まで引き上げるということについては根拠がないのではないですかというふうな答えがあったんですけども、ただ今、松浦議員のそういうことにつきましては、再度、国と協議する場を検討したいと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）この担当してくれた、私に説明してくれた人の話やったら、松浦さん、私も地方に出向に行ったと。国土交通省から出向に行ったと。そのときに部長になって議会に出たと。そしたら、議員から質問されたときに答えに窮したら、国がこう言うてる、国の制度はこうだと、そんなことを言ってごまかせることいっぱいあって、あなたもごまかされたらあかんでと教えてくれました。

市長、どうですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

県はあかんと言っていますし、松浦議員の相談したところにはいけると言うているし、うちの担当はあかん、なかなかということなので、一度、国のほうに行きまして、当市の事例を挙げて、実際、本当にこれはできますというふうな確認をしないと、この制度を逆につくっていくことが、やったは、後から建設業者から訴えられたわとなるとうちのリスクももっと上がるということなんで、この制度をつくっていくことについては、ただし書きを入れていくことについては、もう一度、国、県との話をさせていただいた中で、橋本

市はこういうことをやってもいいですかということを確認して、問題ないですよというふうな国の見解が得られるのであれば取り組んでいけたらというふうに思っています。非常に微妙なデリケートな問題の部分もありますので、なかなかこの場でこうしますということは言えませんが、制度的な研究というのは、私自身が国交省へ行ってきてもいいですので、その辺の検討をしていきたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今のご答弁で結構でございますが、基本的な地方自治の観点からいけば、橋本市というのは地方公共団体の一つとして独立しておるので、みんながそういうふうな橋本市、同じように、国が県がと言いついたらおかしいなと思うところがあっても改善されない。日本中改善されない。やっぱりどこからでも間違いなく正しいんだと思うんであればやっていくという、そういう意気込みというのを各地方公共団体に求められると私は思っております。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、自治基本条例について問題点をただすに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）橋本市自治基本条例についてお答えします。

人口減少、少子高齢化など社会状況の大きな変化の中で、本市では、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支え合いながら、安心安全な生活を送れるようなまちづくりの実現をめざして政策を進めており、この将来像とも言うべき政策の実現には、市民協働をさらに進めていかなければならないと考えています。

平成20年3月に策定した現行の長期総合計

画においても、市民の力が生きるまちづくりをまちづくりの基本施策に掲げ、市民と行政がともに地域社会を支えることを前提に、連携して地域課題の解決などに取り組むこととしています。

また、これと同時に、橋本市らしい地域コミュニティを形成することを目的とし、市民と行政の協働のあり方と、協働を推進するための方向性を示す、橋本市協働の基本指針を策定しました。

市民協働については、この総合計画及び指針に基づき、各政策分野において取り組みが進められており、協働という手法を用いて、お互いの特性を生かしたまちづくりが進んでいます。

議員おただしの、(仮称)橋本市自治基本条例を制定する目的についてですが、これまで市民との協働で培ってきた本市のまちづくりを引き継ぐものであり、今後急速に進むと推測されている人口減少、少子高齢化に対応すべく、冒頭に申し上げたまちづくりを進めるにあたり、市民の参画と協働をさらに推進するため、その旗印となる条例を定めるものです。

本条例の構成については、現在、橋本市自治基本条例策定委員会に諮問していますので、答弁は控えさせていただきますが、めざすべきまちの将来像をうたった基本理念は冒頭に申し上げたとおり明確にしていますので、この理念に沿った意見をいただけるものと考えています。

次に、現在の進捗状況についてですが、橋本市自治基本条例策定委員会条例の施行以降、本年1月14日にまちづくりフォーラムを開催し、和歌山大学名誉教授の堀内秀雄先生に、「市民と行政の協働で元気なまちへ～自治基本条例の魅力と課題～」と題した講話をいただき、その後、86名の参加者がグループに分

かれて意見交換会を行いました。このフォーラムでは、橋本市を元気なまちにするため何が必要か、何ができるのかを話し合いました。

また、3月15日から24日にかけては、8箇所の地区公民館で、まちづくりタウンミーティングを開催し、102名の方に参加いただきました。このタウンミーティングでは、本市を取り巻く現状と今後の予測、市の考え方などを説明し、その後、参加者から質問、意見をいただきました。

さらに、4月5日には橋本市自治基本条例策定委員会の市民委員の募集を開始し、16名の応募者の中から7名の市民委員を委嘱し、学識経験者、各種団体を含め、計20名の委員会を組織し、5月22日に第1回委員会を開催したところです。

また、今後、広く市民から意見を聞くために、インターネット政策モニターを募集するとともに、7月からは地域との情報共有を深めるために地域担当職員制度を開始します。7月8日には、たすけ愛はしもとフォーラムの開催、8月から9月にかけては2回目のまちづくりタウンミーティングを開催する予定です。

このように市民の意見をお聞きしながら委員会での議論を深めて、本条例の策定に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) まず、本条例に関しての手続きの不十分なところについて、ちょっとどういうお考えかを伺いたいと思います。

これは去年の12月の総務委員会の委員長報告の中にあるんですけども、部長の答えとしては、啓発周知は大切なことだと考えている。公募等のスケジュールを見直し、啓発等を通

じより多くの市民に理解いただくように努めたい、こういうふうに言われているんです。附帯決議として、委員会の附帯決議として、策定委員公募前に自治基本条例の市民への周知徹底を図るため、広報掲載や全体フォーラム、各地区公民館での説明を開催すること。ところが、これにいろいろ公民館等での説明会をしていただいたんですけども、100人余りしか来ていないと。有権者の500分の1とか、600分の1やと。ということは、やはり周知徹底どころか、なかなか委員会の附帯決議にも、全然尊重していないと。委員会、議会軽視だと思うんですけども、その点についてのご感想を伺います。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）私どもといたしましては、確かに12月議会で附帯決議をいただきながら、委員会条例というのを可決いただきました。その後、先ほど壇上で申し上げましたけども、市全体としてまちづくりフォーラムを行い、そして、やはりもっとやっぱり啓発というか、掘り起こしていくという意味で各地区公民館のほうで、タウンミーティングという形で実施を行って市民の方にお集まりをいただきました。確かに、このタウンミーティングにおける107名という方については、多いか少ないかという議論はあると思いますけども、それは結果として、私どもとしてはやるべきことは、この附帯決議にも尊重させていただいて実施したというふうに認識しております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）有権者の500分の1しか参加していないのに、やることをやったではないでしょう。附帯決議に沿ってやりましたというそういう開き直りというか、納得できませんね。本当にそのとおり、何の反省もありませんか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）結果といたしまして、確かに参集者はそんなに多くはなかったんですけども、私どもとしては広報をはじめ、ホームページも含めて、あるいは、区長会などでもそういったことも説明させていただいて、できるだけ多くの方に集まっていたらこうという努力はしたんですけども、結果的に107名の方にも集まっていたというふうに私は思っております。

大事なのはその中でどのような意見をいただいたかというのが、これが非常に大事やと思っています。私どもはそのいただいた意見をこれから策定委員会にできるだけ反映させていきたいと、それが私どもの使命であるというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）押し問答になるので、ちょっと進めます。この自治基本条例をつくるにはつくるだけの理由がある。今の状態ではこの部分、この部分、この部分が足りないの、これを補強するために、補うために、こういう柱を立てた自治基本条例をつくりたいんだと、そういうものを見せてください。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）壇上のほうでも申し上げましたが、これからのまちづくりの政策的な方向といいますのは、やはり住み慣れた地域で、子どもから高齢者までともに支え合いながら、地域で支え合いながら、安全で安心な生活を送れるようなまちづくりというのを将来像というふうに考えております。やっぱり、人口減少、それから少子高齢化、これから税収も減っていき、当然のことながら職員数も減っていくでしょう。そういった中で今までのような行政サービスの仕方、行政主導の行政サービスの今までの仕組みでは、限界が来るであろうと。これは、今ではなく、

これから先を見た場合の話なんですけれども、今までサービスの受け手である市民の方が、やっぱりこれから主体となって、市民の皆さまも受け手側のまちづくりの主体となって、これから行政に参画してもらいたい、そういうふうな思いでおります。すなわち、これは市民協働をこれから進めていくということを、この自治基本条例を旗印に進めていきたいというところがございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）答えていない。それをするためにどういう柱をつくったら、自治基本条例をつくりたいんだと、それが見えてこない。全然見えてこない。抽象的に、これからこうなる、ああなる、だから、大変だからつくる。大変だから、それを大変じゃなくするためにこれとこれとこれと、こういう柱が必要なんだ。その骨子を、なぜ提案できないんですか。抽象的なことばかりで同じことを、きのうから同じようなことばかり繰り返されていますけど、それはわかっているんですよ。そのためにこれは外せない、これは外せない、これは絶対必要だ。その骨子というのをどういうことを考えているんですか。全然見えてこない。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）やはり基本となる骨子の部分というのは市民協働、こういうことでございます。言われているのが条例自身の内容に言及することかなというふうに私は今思っておりますので、それについてはこれから策定委員会のほうで、何を重点としていくかというのを議論をしていただけるものというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ごまかしたらあかんわ。今、言われたようにこういう政策目標があると。それを骨子はこっちに任せると。そした

ら、何をつくってもそのとおりにやるんですか。恐らく自治基本条例をつくるためには、こうしなければ、これがなかったら橋本市はだめなんだ。だから、これとこれと柱とした橋本市の政策のためにつくるんだという話でしょう。それを言わないで、僕、それは議会軽視だと思うんですよ。

この前だって、市議会に対して全く資料を渡さないで、市民に対してや市の職員に対して渡してあったと。私は市の職員からもらって、茅ヶ崎の基本条例のあれですよ。そういうことをして、議会にこういうものをつくりたいということを説明もしないで、それで、委員会を立ち上げるので条例をつくってくれと。私1人反対しましたけどね。誰も同情者いなかったです。いなかったけれども、後で議員が「松浦さん、あれ言うたのもっともなんよ。あれ、松浦さん、正しいんよ。もっと言え、もっと言えと思った」と言うてくれる議員もおりましたわ。その評価は皆さんに任せますけどもね。

だから、何が正しいんか。これをやりたいたから、これを抜いたら橋本市はだめになるんだよ。そういうことを示してくれて、議会がそれを、それぞれの議員がこれでどうかと。こんなでいいんやろうか、もっとこうしたらいいんじゃないかと、そういう議会の力、活力あるいは知識、経験というものを生かした上でええのをつくっていけばいいので、みんなそこに任しておいて、これできた、さあ、通してくれ、そういうふうに言おうと思っとるけど、そこはあきませんよ。そうはいきませんよ。もっと誠実に議会に対して、やっぱり情報を提供して、これでどうですか、文句あるんだったら言ってみろというぐらいの自信と気概を持って議会に立ち向かう、そういう気持ちないですか。情けない、逃げまくるとるという話じゃないですか。



○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）そこについては逃げているという意識は全くないんですけども、やはり一旦、委員会にこの条例について、先ほど言いました政策目標も掲げた上で、これからまさに議論をしていただこうというふうを考えているところがございますので、やはりある程度委員会のほうで形が出てこなければ、具体的な議論というのはなかなかできるものではないし、最終的に諮問をして、答申をいただくんですけども、その答申を持ってそのまま議会に上げようというふうを考えているというわけではなくて、当局側としてもそこに疑義があればもう一度、委員会でも揉んでいただくという、そういう可能性も考えておりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）参ったな。そしたら、皆さんの言葉、今までこれに関して述べられた言葉についてこれはどういう意味かということで、そっちの視点から聞かせていただきます。

総務委員会で、委員の方が部長さんに、デメリットどんなもんかと。自治基本条例をつくったらデメリットはどういうもんかと聞いたときに、市民の自由が束縛されることだと答えているんですよ。議事録を見てくれたらわかりますけどね。どういう意味ですか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）それはまだ条例が既に案として出している段階ではないわけで、例えとして、私が述べたと思っているんですけども、やっぱり条例というのをつくっていくにあたって、例えば、市の責務であるとか、市民の責務であったり、あるいは、事業者の責務であったりという項目というのが一般的に示されているわけなんですけども、

やはりこれから協働のまちづくりをしていく上では、今までのように全て何の拘束というか、ちょっと言い方悪いかもわかりませんが、もなく、進めていくというのではなくて、やはりお互い不自由な部分、あるいは摩擦が起きる部分もあると思いますけども、そういったところも一緒に共有しながら、これからのまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えておきまして、そういった意味で拘束という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういった部分というのも出てくるのではないかとというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）誠実に答えてくださいよな。拘束されることがということは、こういうふうになるから、こういう点で拘束されるようになるんだと、あんた、わかっているからそういうことを言えるんでしょう。そういう答え方は極めて不誠実ですね。

じゃ、もう一つ聞きますね。市長は今の議会の始まるときに、これからは行政主導でなくて市民主導だと。そのために自治基本条例をつくるんだ、そういうことを言われたんですけど、中身はどういうことですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

私も平成26年から市政を預かってきましたが、橋本市における高齢化率というのは大変憂うべき問題でもあります。なぜ今、30.2%で終わっているのかというと、これは新興住宅地とか、まだ世代の若い地域でその部分が薄まっていて、ほかの地域、周辺地域を見てみたら、高齢化率はほとんど40%以上のところになってきています。そういう中で地域のマンパワーも落ちてきている、そういう中

で、これから必要なのは地域の課題というのを、地域で解決できるものはやってほしいというふうな意味合いもあります。そして、今まで一つのこういう施策をやりますという考え方を持っていれば、それをはめれることができたんですけども、高齢化率も非常にばらばらになってきている、あるいは、地域の構成も非常にばらばらになってきている。そういう中で行政が全てをやれる時代ではなくなってくるというのが、これはもう事実だと思うんです。そういう中で、市民の皆さんにも、行政の助けていただける部分は市民にも助けてもらいたい。地域の人たちに地域づくりをもう一度してもらって、地域で解決する課題はそこで解決をしてほしいというふうに、私、思っております。そういう中で、先ほどから自治基本条例、自治基本条例という言葉ばかり飛び出しているんですけども、私が考えているのは、市民協働によるまちづくり条例的なもので、市民の皆さんと一緒にまちづくりをしていきたいと思います。

例えば、私も茅ヶ崎市とか、あそこの条例が出てきたとき、若干、不愉快やったんです。僕の思っていることと違うというふうなこともあって、そういう中でもっと市民の皆さんにも議論をしていただいて、市民とともにまちづくりをしていくということが、これからの時代、私どももいくら偉そうに言っても、人口が減少するということは、職員の数も当然減らしていかなあかん。予算も下げて減らしていかなあかんという中で、一番効率的なまちづくりをするにはどういうふうな形がいいのかということで、今、私どもは市民協働によるまちづくりを推進していきたいと、そのための条例をつくるんであって、まだ条例の形もないので、逆に今、諮問をしているところでありまして、この条例が気に入らない、不満、不十分やということであれば、議会の

ほうでこれはだめやということであれば否決をしていただいたらいいものだと、条例というのはそういうもんだと思っていますので、そういう中で、私たちは今、行政をより効率的に進めていくためには、市民の皆さんの協力が要る。そして、行政の両輪である議会の皆さんにも、そういうふうなことで協力をしていただくと。議会は議会の役目というのが議会基本条例の中できちっと定められていると思いますし、そういう中で私たちは逆に市民の皆さんと一緒にまちづくりをしていこうよというようなことになってくると思います。ただ、全てがそういう政策決定するようつもりはありませんので、その中で判断をしていくということです。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）市民主導というのはそういう意味ではないでしょう。市民が主導する、橋本市政を市民が主導する。そうではないんだ、こんな言葉を使っちゃだめですよ。市民が主導する、橋本市の市政としては市長と議会があって市民から託されて、それで立案されて実行してくれる。それを議会がチェックしていく。これは、我々は市民の意を受けてやっているんですよ。それをまた市民が主導するって、それはちょっと言葉を正確に使ってもらわんと誤解を受けます。

市民主導って、選挙でも選ばれていない市民の方が、市民の委員会へ入ってきて橋本市へどんどん言うと。それが大きなウエートを占めるような形の条例だったらだめだと思いますよ、普通は市民主導なんて言われたら。それで、自治基本条例、自治基本条例と言うってしていますけども、そういうことをつくるんだと言っているのは橋本市でしょう。それを看板にしてやっているんだから、今。私が自治基本条例って、できてもないことを、言葉を使うって、そんな言い方ないでしょう。

橋本市がやっているんじゃないですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

これはあくまで（仮称）自治基本条例というように私どもは提案をさせていただいておりますし、私の中には基本的には市民協働のまちづくり条例というふうにしていきたいというふうに思っています、やはり議会にも当然、議会という経験のあるところでの提案もいただけたらいいと思いますし、市民の中にもそういうふうな、うちの地域はこういうまちづくりをしてほしいというふうな意見を聞くというのも、大変大事なことかなというふうに思います。議員の皆さんが全ての地域から代表している議員ではありませんので、その地域ごとで困っている問題というのも当然出てくることだと思いますので、その中で私どもとしてもいろんな協働と一緒にやっていただくということになるかと思っておりますし、決して議会を軽視するんじゃないくて、議会のお話も聞きながら、私たち、漏れている部分に関しては市民の皆さんと一緒に活動もしていきたいということで、この議論については、恐らく私と松浦議員との間にはなかなか合致するところがないかなというふうに思っております。

私どももこれから策定委員会に諮問をしておりますので、どういうことになるのか、私がこういうことをここで表明すれば、それに基づいて、逆に条例的なものができ上っても、これは市民がつくった条例ではないと思えますし、そういう中で、また策定委員会で作っていただいたものを、また議会の皆さんにも見ていただいて、ここは修正すべきやというところは、修正することについてはやぶさかではありませんので、そういう形で私はや

っていきたいというふうに考えておりますので、失礼と言われるんだったら失礼だったんかもしれませんけども、ただ、少子高齢化の時代の中で、ほんまにどういうまちづくりをしていくかということは、これから真剣に考えていく。特に、2025年の高齢化率が35.2%になるという怖さというのもひしひしと感じておりますので、その中でどういうまちづくりをしていくかというのを、市民の皆さんとも意見交換をするということも大事なかなというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員に申し上げます。ただ今、議論している内容が市民協働と議会とのあり方によって変わってきていますので、通告内容の自治基本条例の質問に戻っていただけますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）市長の今、言われた説明、それから、部長の言われた説明、それを聞いていたら、今までもこれをやってきた。今までだって市民の意見を聞きながら、諮問委員会、あるいは市民の意見を聞きながらやってきたのに、なぜ今これを出さんなんのかと。今までのことを充実させていけばいいんじゃないか。どこが違うんかってそのところを言ってもらわんと。何かもう雲をつかむような話で、ふわふわふわふわした話になってしまわざるを得ないんですよ。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

今までそれができてきたというお話なんですけども、いや、私は逆に不十分やったなというふうなことの認識をしているので、そういう中で、やはり地域ごとのこれからまちづくりというのは、当然、人口構成であったり、動ける人のマンパワー力であったり、そ

うこともあると思います。だから、より以上、それをうまく活用していきたい、そういうふうに協力をさせていただきたいというふうに思っています。松浦議員はそれができていたというご意見なのでそれを拝聴しておきますが、私はそれについては不十分だったなというふうに認識はしています。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）できていた、やってきたというけども、十分じゃなかったというのは私も同じ考えです。もっといろんな点を充実させれば、結局、同じようなことを言うところにもかかわらず、どこが違うんかって、まだわかれへん。何が不十分だか、だから、こうしたいということが市長はあるはずなんですよね。それを何ぼ聞いても話してくれないと。これはもう押し問答になるんですけども、やっぱり最初に、こっちだって一生懸命勉強して、それで質問をしているんだから、正面から受けとめてそれについてはこうだと、

そういう議論をしなきゃ議会が充実ないですよ。やっぱりはぐらかしはぐらかし、その場その場で何とか乗り切れたらええわって、そういう態度が私にはかいま見える。

以上です。質問を終わります。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。

---

○議長（岡 弘悟君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会し、明6月21日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後3時48分 延会）